

# 茨城県報

第5700号

昭和44年4月17日

木曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目 次

告 示		
	ページ	
●行政書士会会則の一部変更の認可(地方課).....	1	●基本測量の実施(用地室).....6 (選挙管理委員会)
●納税貯蓄組合補助規程の一部改正(税務課).....	1	●第4回定例委員会の招集.....6 (鹿島臨海工業地帯開発組合)
●茨城県立愛友学園管理規程の一部改正(児童家庭課).....	2	●昭和43年度補正予算の要領.....7
●小野川沿岸土地改良区の定款変更(農地管理課).....	4	●昭和44年度予算の要領.....8
●小野川沿岸地区土地改良事業の認可(〃).....	4	●昭和42年度歳入歳出決算の要領.....10
●三坂地区換地計画の認可(〃).....	4	公 告
●篠原地区土地改良事業計画の縦覧(〃).....	4	●家畜人工授精講習会修業試験の合格者(畜産課).....11
●県営境地区土地改良事業計画の縦覧(〃).....	5	●建築許可に関する聴聞(2件)(建築住宅課).....12
●藤代第四工区換地計画の縦覧(〃).....	5	●土地立ち入り測量(用地室).....13
●道路の区域変更(道路維持課).....	5	
●道路の供用開始(〃).....	6	

## 告 示

### 茨城県告示第500号

茨城県行政書士会会長から、同書士会の会則の一部変更の申請があつたが、行政書士法第16条の2の規定により昭和44年4月7日地指令第358号で認可した。

昭和44年4月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 茨城県告示第501号

納税貯蓄組合補助規程(昭和32年茨城県告示第650号)の一部を次のように改正する。

昭和44年4月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第2条第1項中「遊興飲食税」を「料理飲食等消費税」に改める。

第3条中「個人の県民税相当額の」を「個人の県民税相当額について」に改め、「前条の規定にかかわらず」の次に「当該」を加える。

第4条中「10月」を「4月」に、「9月」を「3月」に、「12月」を「6月」に改める。

第5条第1項中「10月」を「4月」に、「支庁長(支庁の支所の担当区域にあつては、当該支所長)」を「県税事務所長」に改める。

様式第1号中「支庁支所」を「県税事務所」に、「遊興飲食税」を「料理飲食等消費税」に改め、備考を次のように改める。

備考 1 特に納税成績が優良な組合については、その旨を県税事務所において摘要欄に記入すること。

2 ※印欄は組合では記入しないこと。

様式第2号中「支庁支所」を「県税事務所長」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

#### 付 則

この改正規定は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、昭和43年10月以後の期間分の補助金の交付について適用する。

#### 茨城県告示第502号

茨城県立愛友学園管理規程(昭和38年2月27日茨城県告示第197号)の一部を次のとおり改正し、昭和44年4月17日から適用する。

昭和44年4月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第2条を次のように改める。

第2条 学園に精神薄弱者援護施設基準(昭和43年5月10日厚生省令第14号。以下「施設基準」という。)第9条の規定による施設長(以下「園長」という。)以下必要な職員をおく。

2 職員の定数は別に定める。

第8条第1項第2号を次のように改める。

(2) 入所者の所持金を調査し、必要に応じこれを管理すること。

同条同項第3号中「精神薄弱者援護施設への入所又は援護委託事務処理要項(以下「要項」という。)様式第2号の」を「別に定める精神薄弱者援護施設への入所又は援護委託事務処理要項(以下「要項」という。)による」に改める。

第9条第1項第1号、第2号及び第3号中「入所者が」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) その他指導上重大な事故が発生したとき。

「第3章 判定会議」を「第3章 指導会議」に改める。

第10条見出し中「(判定会議の開催)」を「(指導会議)」に改め、同条第1項中「及び健康状態等」を「健康状況、家庭環境等」に改め、「訓練」を削り、「判定会議」を「指導会議」に改め、同条第2項中「判定会議」を「指導会議」に改める。

第11条見出し中「(判定会議)」を「(指導会議)」に改め、同条第1項中「判定会議は、園長、職業指導員、生活指導員及び保健婦又は看護婦」を「指導会議は、園長以下入所者の指導に直

接関係を有する職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 園長は、必要に応じ指導会議に他の職員を出席させることができる。

「第4章 指導訓練」を「第4章 指導」に改める。

第12条見出し中「訓練」を削り、同条中「職業訓練」を「作業指導」に改め、「更生をはかるため、」の次に「施設基準第18条及び第19条の規定に基づき」を加える。

第21条から第31条までを3条ずつ繰り下げ、第20条第3号中「行なうこと」を「行なわせること」に改め、同条を第23条とし、第19条の次に次の3項を加え、同条を第22条とする。

3 園長は、給食材料等の購入にあたっては、適正な業者の選定に留意するとともに、たえず業者と連絡を密にして、購入物品の衛生に万全を期さなければならない。

4 園長は、調理室の衛生管理にたえず注意し、許可なく関係者以外の者の出入を認めてはならない。

5 園長は、検食のため、1人以上の給食を48時間保存しなければならない。

第18条を第21条とし、第5章健康管理の次に次の1条を加える。

(健康管理)

第20条 園長は、入所者の健康状況にたえず留意して、生活指導、作業指導及び給食等に適切な配慮をしなければならない。

第17条中「職業訓練」を「作業指導」に改め、同条を第19条とし、第16条見出し中「(訓練状況)」を「(指導状況)」に、同条中「職業訓練」を「作業指導」に、「訓練状況」を「指導状況」に改め、同条を第18条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(学園外における指導の委託)

第17条 園長は、入所者の更生をはかるため、実務見習の必要がある場合には、学園外の適当な個人又は事業所に委託して生活指導、又は作業指導を行なうことができる。

2 園長は、前項の指導委託にあたっては、入所者の生命の安全のほか、生活及び作業等の条件が、入所者の生命の安全のほか、生活及び作業等の条件が、入所者の更生をそこなうことのないよう配慮しなければならない。

第15条見出し中「(職業訓練)」を「(作業指導)」に改め、同条を次のように改め、第16条とする。

第16条 園長は、第12条に規定する作業指導を行なうにあたっては、入所者の特性と地域社会の状況を考慮して適切な作業指導科目を選定しなければならない。

2 園長は、前項の作業指導科目の決定にあたっては、知事と協議しなければならない。

第14条を第15条とし、第13条中「前条に規定する」を「第12条に規定する」に、「職業訓練」を「作業指導」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(指導班の編成)

第13条 園長は、前条の指導を行なうにあたっては、指導会議の意見に基づき、入所者の能力、適

性及び健康状況等による指導班を編成するものとする。

- 2 園長は、前項の指導班を編成したときは、それぞれ指導を担当する職員を定めなければならない。

茨城県告示第503号

昭和43年12月20日付で小野川沿岸土地改良区から申請のあつた定款変更を4月9日認可した。

昭和44年 4 月 17 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第504号

昭和44年 2 月 20 日 茨城県告示第226号による 小野川沿岸土地改良区の小野川沿岸地区土地改良事業は、昭和44年 4 月 9 日認可した。

昭和44年 4 月 17 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第505号

昭和44年 3 月 17 日 付で結城郡石下町大字新石下に事務所を置く八間堀川沿岸土地改良区から申請のあつた三坂地区の換地計画については、土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)付則第12項の規定に基づき改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項の規定により昭和44年 4 月 17 日認可したから同条第8項の規定により公示する。

昭和44年 4 月 17 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第506号

昭和44年 3 月 20 日 付で大穂町長中山勇から認可申請のあつた篠崎地区の土地改良事業は適当と決定したから、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第8条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和44年 4 月 17 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
篠崎地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間 昭和44年 4 月 22 日から昭和44年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所 大穂町役場

茨城県告示第507号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき、県管境地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第4項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年4月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

境地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間 昭和44年4月26日から昭和44年5月16日まで

3 縦覧場所 境町役場

茨城県告示第508号

岡堰土地改良区から昭和44年3月13日付で申請のあつた藤代第四工区の換地計画は適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年4月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和44年4月23日から昭和44年5月13日まで

3 縦覧の場所 藤代町役場

茨城県告示第509号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和44年4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年4月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 西関宿栗橋線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡五霞村大字川妻字寺山 506-2番地から	旧	メートル 4.0~6.5	メートル 342.0	
猿島郡五霞村大字川妻字宿東 192-1番地まで	新	7.5~11.0	342.0	

茨城県告示第510号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和44年 4 月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和44年 4 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 西関宿栗橋線
- 2 使用開始の区間 猿島郡五霞村大字川妻字寺山506—2番地から  
猿島郡五霞村大字川妻字宿東193—1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年 4 月17日

茨城県告示第511号

測量法第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第  
3項の規定により公示する。

昭和44年 4 月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(国土基本図測量)
- 3 作業期間 昭和44年 4 月20日から昭和44年12月25日まで
- 4 作業地域 水戸市, 勝田市, 笠間市, 常陸太田市, 日立市, 石岡市  
東茨城郡内原町, 大洗町, 美野里町, 常澄村  
西茨城郡友部町, 岩間町  
新治郡八郷町  
鹿島郡旭村  
那珂郡那珂町, 山方町, 美和村  
久慈郡水府村

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第7号

茨城県選挙管理委員会第4回定例委員会を下記のとおり招集する。

昭和44年 4 月17日

茨城県選挙管理委員会

委員長 関

博

- 1 招集日時 昭和44年 4 月17日 午前11時
- 2 招集場所 茨城県選挙管理委員会室

3 議 題

- (1) 公職選挙法等事務施行細則の一部を改正する訓令の制定について
- (2) その他

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

鹿島臨海工業地帯開発組合告示第5号

昭和43年度補正予算の要領は、次のとおりである。

昭和44年4月17日

鹿島臨海工業地帯開発組合  
管理者 岩 上 二 郎

昭和43年度鹿島臨海工業地帯開発組合補正予算(第3号)

昭和43年度鹿島臨海工業地帯開発組合補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ717,796千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,212,019千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 鹿島臨海工業地帯造成事業収入		千円 4,578,825	千円 △ 469,579	千円 4,109,246
	1 事業収入	4,578,825	△ 469,579	4,109,246
3 財産収入		397,370	△ 258,240	139,130
	2 財産売払収入	396,840	△ 258,240	138,600
5 諸収入		11,346	10,023	21,369
	1 組合預金利子	3,000	5,000	8,000
	2 貸付金収入	7,331	△ 4,359	2,972
	3 雑収入	1,015	9,382	10,397
歳入合計		5,929,815	△ 717,796	5,212,019

歳 出

款	項	補正前の額 <small>千円</small>	補正額 <small>千円</small>	計 <small>千円</small>
1 議 会 費		4,447	△ 45	4,402
	1 議 会 費	4,447	△ 45	4,402
2 総 務 費		182,670	△ 4,066	178,604
	1 総務管理費	182,341	△ 4,066	178,275
3 事 業 費		4,244,034	△ 404,062	3,839,972
	1 用地買収費	1,152,879	△ 114,446	1,038,433
	2 補償費	2,902,895	△ 215,353	2,687,542
	3 用地取得費 対 策 費	188,260	△ 74,263	113,997
4 公 債 費		1,488,664	△ 309,623	1,179,041
	1 公 債 費	1,488,664	△ 309,623	1,179,041
歳 出 合 計		5,929,815	△ 717,796	5,212,019

鹿島臨海工業地帯開発組合告示第6号

昭和44年度予算の要領は、次のとおりである。

昭和44年 4 月17日

鹿島臨海工業地帯開発組合  
管理者 岩 上 二 郎

昭和44年度鹿島臨海工業地帯開発組合予算

昭和44年度鹿島臨海工業地帯開発組合予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,149,371千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		40,000 <small>千円</small>
	1 分 担 金	40,000
2 鹿島臨海工業地帯造成事業収入		4,681,979
	1 事 業 収 入	4,681,979
3 財 産 収 入		407,143
	1 財 産 運 用 収 入	530
	2 財 産 売 払 収 入	406,613
4 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
5 諸 収 入		10,249
	1 組 合 預 金 利 子	6,000
	2 貸 付 金 元 利 収 入	3,174
	3 雑 入	1,075
歳 入 合 計		5,149,371

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		5,866 <small>千円</small>
	1 議 会 費	5,866

2 総 務 費		198,278
	1 総 務 管 理 費	197,948
	2 監 査 委 員 費	330
3 事 業 費		3,838,000
	1 用 地 買 取 費	366,613
	2 補 償 費	3,257,665
	3 用 地 取 得 対 策 費	213,722
4 公 債 費		1,097,227
	1 公 債 費	1,097,227
5 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		5,149,371

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鹿島臨海工業地帯の 開発に必要な土地の 買収に係る代金の支 払に充当する。	千円 850,930	交付の方法によ る債券発行	年 8 % 以 内	5 年以内 (据置期間1か 年を含む)

鹿島臨海工業地帯開発組合告示第7号

昭和42年度歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

昭和44年4月17日

鹿島臨海工業地帯開発組合

管理者 岩 上 二 郎

昭和42年度鹿島臨海工業地帯開発組合歳入歳出決算

歳 入		歳 出	
	円		円
1 分担金及び負担金	40,000,000	1 議 会 費	3,654,893
1 分 担 金	40,000,000	1 議 会 費	3,654,893
2 鹿島臨海工業地帯造成事業収入	5,416,688,000	2 総 務 費	169,961,736
1 事 業 収 入	5,416,688,000	1 総務管理費	169,719,625
3 財 産 収 入	61,382,083	2 監 査 委 員 費	242,111
1 財 産 売 払 収 入	61,153,452	3 事 業 費	3,576,009,787
2 財 産 運 用 収 入	228,631	1 用 地 買 収 費	257,959,732
4 繰 越 金	253,608,540	2 補 償 費	3,225,866,302
1 繰 越 金	258,608,540	3 用 地 取 得 対 策 費	92,183,753
5 諸 収 入	44,801,266	4 公 債 費	1,031,352,761
1 組 合 預 金 利 子	11,375,789	1 公 債 費	1,031,352,761
2 貸 付 金 元 利 収 入	8,439,955	5 予 備 費	0
3 雑 入	24,985,522	1 予 備 費	0
歳 入 合 計	5,816,479,889	歳 出 合 計	4,780,979,177

公 告

●家畜人工授精講習会修業試験の合格者について

家畜改良増殖法（昭和25年 法律第209号）第16条第2項第2号の規定に基づく牛、豚についての家畜人工授精に関する講習会を昭和44年2月12日から2月22日まで（牛）、3月3日から3月13日まで（豚）の各10日間茨城県畜産試験場で開催したが、修業試験の結果、次の者が合格した。

昭和44年4月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

住 所	氏 名	家畜の種類
新治郡八郷町片岡295の1	大 野 正 雄	牛, 豚
久慈郡水府村天下野6区	長 島 秀 光	〃
真壁郡協和町小栗1825	藤 田 富 男	〃
新治郡出島村加茂561	桜 井 保 一	〃
〃 〃 田伏3468	狩 野 和 司	〃
日立市小木津町1703	加 藤 良 博	〃
久慈郡水府村天下野641	木 村 悦 美	〃
鹿島郡銚田町当間1446	鈴 木 新 市	〃
筑波郡大穂町玉取	佐 藤 紀 夫	〃

結城郡石下町新石下	長 瀬 勉	〃
新治郡八郷町宇治会	永 瀬 辰 夫	牛
北茨城市磯原町磯原	金 沢 功 治	〃
西茨城郡友部町平町1718	近 藤 弘 道	牛, 豚
筑波郡谷田部町島名	横 田 明	豚
新治郡八郷町小見	林 義 雄	〃
〃 千代田村西野寺	小 貫 正 美	〃
結城郡千代川村別府	中 山 隆	〃
猿島郡総和町関戸	峰 勝	〃
行方郡潮来町延方	笹 本 孝 之	〃
東茨城郡美野里町竹原下郷	大 島 一 郎	〃
勝田市勝倉	武 石 孝	〃
東茨城郡茨城町小鶴	桜 井 俊 男	〃
久慈郡里美村小菅福平	星 野 彰	〃
那珂郡山方町山方	木 村 泰 治	〃
東茨城郡内原町鯉淵	市 川 友 一	〃
〃 〃	益 子 保	〃
〃 〃	新 城 正 信	〃

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和44年4月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和44年4月22日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 日立市千石町3-1-1
- 3 聴 聞 事 項 工業地域内において次の建築物の許可に関すること。  
飲食店を料理店(風俗営業)に用途変更する。
- 4 申請者住所氏名 日立市千石町3-1-1 木 梨 幸 代
- 5 建築物構造規模 木造平家建セメント瓦葺86.92㎡用途変更
- 6 建築物の位置 日立市千石町3丁目478-2
- 7 敷 地 面 積 158.76㎡

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和44年4月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和44年4月22日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 日立市諏訪町字高田66
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が $50m^2$ をこえるもの(せんべい製造工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 日立市幸町3-4-6  
日立土地株式会社 柴 田 正 男
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建スレート葺 $3,000m^2$ 増築 既存 $6,686.24m^2$   
原動機48.5HP増設 175HP既設
- 6 建築物の位置 日立市諏訪町字高田66
- 7 敷 地 面 積  $15,225.62m^2$

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年4月17日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道江戸崎下総線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
稲敷郡江戸崎町大字椎塚字下仲郷  
同 郡 同 町 大字桑山字上仲郷  
同 郡東村大字清水字新川割, 畑割, 新道割
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和44年4月17日から  
昭和44年12月31日まで

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和42年4月1日から送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所